

ダウンロード

○旭川市大雪クリスタルホール条例（平成5年3月27日条例第1号）

旭川市大雪クリスタルホール条例

平成5年3月27日
条例第1号

改正	平成9年3月31日条例第40号	平成10年3月30日条例第21号
	平成12年3月31日条例第76号	平成17年12月15日条例第83号
	平成20年3月24日条例第28号	平成23年3月24日条例第22号

（設置）

第1条 本市は、市民の教育、学術、芸術及び文化の発展を図り、魅力ある豊かな地域社会の形成に寄与するため、旭川市大雪クリスタルホール（以下「クリスタルホール」という。）を設置する。

（位置）

第2条 クリスタルホールの位置は、旭川市神楽3条7丁目とする。

（構成）

第3条 クリスタルホールは、次の施設で構成する。

- （1）旭川市博物館（以下「博物館」という。）
 - （2）旭川市音楽堂
 - （3）旭川市国際会議場
- 2 博物館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 アイヌ文化の森伝承のコタン
位置 上川郡鷹栖町字近文9線西4号

（使用の承認）

第4条 クリスタルホールを使用しようとする者は、あらかじめ旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

- 2 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、前項の承認をしない。
 - （1）公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
 - （2）クリスタルホールの管理運営上支障があると認めたとき。
 - （3）前2号に掲げる場合のほか、委員会が使用を不相当と認めたとき。
- 3 委員会は、第1項の承認をする場合において必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（使用承認の取消し）

第5条 委員会は、公益上若しくはクリスタルホールの管理運営上やむを得ない事由が生じた場合又は前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、委員会はその責めを負わない。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）使用承認の条件に違反したとき。
- （3）使用申請に虚偽又は不正があったとき。

（観覧料及び使用料）

第6条 博物館を観覧しようとする者にあつては別表第1に定める観覧料を、使用者にあつては別表第2に定める使用料を納めなければならない。

- 2 クリスタルホールの備付物件等を使用しようとするときは、委員会が別に定める使用料を納めなければならない。
- 3 観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めたときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第7条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災その他博物館を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は使用者の責めに帰すことのできない理由により観覧又は使用することができなくなったとき。
- (2) 委員会が別に定める期日までに使用者が使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、委員会が特別の理由があると認めたとき。

(使用期間の制限)

第8条 クリスタルホールは、引き続き5日を超えて使用し、又は定期的曜日若しくは日時を指定して独占的に使用することはできない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、クリスタルホールの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(協議会)

第10条 旭川市音楽堂及び旭川市国際会議場の円滑な運営を図るため、委員会に旭川市音楽堂等運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員10人をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成5年9月1日から施行する。
- 2 旭川市立旭川郷土博物館条例(昭和27年旭川市条例第27号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月31日条例第40号)

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(平成10年3月教委規則第7号で、同10年4月1日から施行)

- 2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市大雪クリスタルホール条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月30日条例第21号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第76号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第83号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市大雪クリスタルホール条例別表第1の規定は、平成18年4月1日以後の観覧に係る観覧料について適用する。

附 則(平成20年3月24日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成19年旭川市条例第43号)の施行の日(平成20年5月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において委嘱されている旭川市科学館協議会の委員及び旭川市博物館協議会の委員の任期は、第1条の規定による改正前の旭川市科学館条例第7条第4項及び第2条の規定による改正前の旭川市大雪クリスタルホール条例第10条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成23年3月24日条例第22号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1
観覧料

区分		単位		金額		
常設展	個人	高校生	1日につき	単独	200円	
				共通ア	130	
				共通イ	130	
				共通ウ	150	
		1年につき	単独	400		
			共通ウ	360		
			一般	1日につき	単独	300
					共通ア	210
	共通イ	200				
	共通ウ	210				
	1年につき	単独	600			
		共通ウ	530			
		団体	高校生	1人1日につき	単独	160
					共通ア	110
共通イ	100					
共通ウ	120					
一般	単独		240			
	共通ア		170			
	共通イ		160			
	共通ウ		170			
特別展	その都度委員会が定める額					

備考

- 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 「団体」とは、一団の観覧者の数が20人以上のものをいう。
- 「1年」とは、博物館を観覧した日から起算して1年間（共通ウの場合にあっては、博物館又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）をいう。
- 「単独」とは、博物館の観覧のみをすることができる場合をいう。
- 「共通ア」とは、博物館の観覧のほか、旭川市科学館の常設展示室を観覧することができる場合を、「共通イ」とは、博物館の観覧のほか、旭川市科学館のプラネタリウムを観覧することができる場合を、「共通ウ」とは、博物館の観覧のほか、旭川市科学館の常設展示室及びプラネタリウムを観覧することができる場合をいい、旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。

別表第2

使用料

施設名	時間区分	午前	午後	夜間	全日	摘要
		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	
コンサート室	平日	12,600円	21,000円	25,200円	52,500円	入場料等を徴収する場合で、入場料等が1,000円を超え3,000円以下のものには10
	土曜日、日曜日及び休日	15,750	25,200	29,400	63,000	

旭川市音楽堂							割増, 3,000円を超えるものにあつては20割増とする。
	第1リハーサル室		1,570	2,410	2,730	5,350	
	第2リハーサル室		840	1,360	1,570	3,040	コンサート室を使用しない場合には
	第1楽屋		730	840	840	1,890	使用することができ
	第2楽屋		730	840	840	1,890	ない。
	第3楽屋		630	730	730	1,680	
	第4楽屋		630	730	730	1,680	
旭川市国際会議場	大会議室	平日	18,900	25,200	33,600	70,350	入場料等を徴収する場合で、入場料等が1,000円を超え3,000円以下のものにあつては10
		土曜日, 日曜日及び休日	23,100	30,450	39,900	85,050	
	レセプション室	平日	15,750	21,000	28,350	59,850	入場料等を徴収する場合にあつては, 5割増とする。
		土曜日, 日曜日及び休日	18,900	26,250	33,600	71,400	
	第1会議室		940	1,360	1,680	3,150	
	第2会議室		1,050	1,470	1,890	3,570	
	第3会議室		2,100	3,150	3,990	7,350	
第4会議室		1,050	1,470	1,780	3,460		
旭川市博物館	茶室		1回につき 6,820円				

備考

- 1 委員会は、クリスタルホールの運営に支障がないと認めたときは、使用時間の延長を認めることができる。この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間未満のときは1時間とする。）につき、使用の承認を受けた区分の使用料の3割とする。
- 2 冷暖房料については、委員会が別に定める額を徴収する。
- 3 ステージのみを使用する場合の使用料は、コンサート室の使用料の5割以内で委員会がその都度定める額を徴収する。
- 4 備付物件以外の電気器具等を使用した場合は、委員会が別に定める額を徴収する。
- 5 この表により算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。